

社援地発 1001 第 3 号

令和 3 年 10 月 1 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長、ひきこもり支援施策担当部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
(公 印 省 略)

ひきこもり支援における各分野の関係機関との連携について

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。
市町村（特別区を含む。以下同じ。）におけるひきこもり支援については、「ひきこもり支援施策の推進について」（令和 2 年 10 月 27 日付け社援地発 1027 第 1 号。以下「ひきこもり支援施策推進通知」という。）において、ひきこもり支援の企画立案や調整の中心的な役割を担う主たる担当部局を設定した上で、ひきこもり支援施策担当課、生活困窮者自立支援担当課、障害福祉担当課、地域福祉担当課、子ども青少年支援施策担当課、保健福祉担当課などの様々な分野の担当部局が連携して包括的に支援を実施する体制を構築するよう要請しているところです。

他方、国においては、ひきこもり支援に当たって関係府省における取組の連携を深め、自治体において多様な支援の選択肢を用意できる環境を整えるため、ひきこもり支援に関係する各府省の担当部局が参画する「ひきこもり支援に関する関係府省横断会議」（以下「横断会議」という。）を設置し、本年 6 月から 9 月にかけて議論を重ねて参りました。

今般、横断会議の取りまとめとして、横断会議の構成員の連名による「ひきこもり支援における関係機関の連携の促進について（依頼）」（令和 3 年 10 月 1 日付け閣副第 1673 号他。以下「連携通知」という。）が都道府県知事等あてに発出されたところですが、連携通知は、横断会議に参画した各府省から、各府省の関連施策に係る自治体の関係部局や民間団体等にも展開されていることから、市町村のひきこもり支援担当部局においては、庁内の教育、農林、商工、労働、消費者保護等の各分野の担当部局や、各分野の関係する民間団体、民間企業、NPO 法人等の地域の社会資源との幅広い連携体制の構築に向けて、より一層の取組をお願いいたします。

また、都道府県においても、同様に、都道府県における幅広い連携体制の構築に向けて取組をお願いするとともに、管内の各市町村における連携体制の構築が円滑に進むよう、都道府県域の機関と市町村域の機関の間の連絡調整を積極的に行うなど、特段のご配慮をお願いいたします。

更に、各分野の関係機関との連携に際して、下記のとおり留意事項をまとめたので、取組を進めるに当たってお取り計らいのほどよろしくお願い申し上げます。

都道府県におかれては、本通知について、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）への周知をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 市町村におけるひきこもり支援の主たる担当部局の設定

ひきこもり支援施策推進通知においては、市町村におけるひきこもり支援の主たる担当部局の設定について要請しているところですが、連携通知の発出に伴い、各分野の関係部局や民間団体等から市町村の保健福祉関係部局に対して、具体的な問合せや提案があることも想定されることから、ひきこもり支援の主たる担当部局を設定していない市町村においては、早急に設定するよう改めてお願いいたします。

2. 各分野の関係機関に対する市町村プラットフォームへの参画の要請

現在、就職氷河期世代活躍支援の取組の中で、市町村におけるひきこもり支援体制の構築に向けて、市町村プラットフォームの設置・運営について要請しているところですが、連携通知の記 1 にも記載されているとおり、市町村プラットフォームは、ひきこもり支援のためのネットワークの構築を具現化するものであることから、各分野の関係部局や民間団体等に対して、市町村プラットフォームへの参画を幅広く要請するようお願いいたします。

3. 市町村におけるひきこもり支援体制の構築に向けた取組の推進

ひきこもり支援体制推進通知においては、市町村におけるひきこもり支援体制の構築に当たって、

- ①ひきこもり相談窓口の明確化・周知
- ②支援対象者の実態やニーズの把握
- ③市町村プラットフォームの設置・運営

の全ての取組を原則令和3年度末までに実施するよう要請しているところで、取組が未実施の市町村におかれては、速やかに実施していただくよう改めてお願いいたします。

また、都道府県におかれては、市町村の取組が円滑に進むよう、積極的な働きかけや支援をお願いいたします。なお、支援に当たっては、「令和3年度新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金」における「市町村プラットフォーム設置・運営支援事業」が活用できることを申し添えます。

4. 令和4年度のひきこもり支援体制の検討

連携通知の別添1では、令和4年度概算要求における「ひきこもり支援」関連施策について紹介していますが、そのうち「ひきこもり支援推進事業」については、市町村におけるひきこもり支援の取組がより一層促進できるよう事業内容の充実を図る予算要求を行っているところです。

自治体におかれては、上記の予算要求の内容も踏まえた上で、令和4年度におけるひきこもり支援体制の検討について着手をお願いいたします。